

北村賞及び同基金に関する規程

昭和43年3月22日制定

(目的)

第1条 故北村徳太郎氏を記念するため、一般社団法人日本公園緑地協会の事業として北村賞を設ける。

(基金の額及び賞の実施)

第2条 この賞は、金2,000万円を基金とし、これより生ずる利子を以ってこれにあてる。

2 この賞の実施は、別に定める北村賞実施要領による。

(基金の管理)

第2条の2 基金は、特定資産として金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(基金の増額及び取崩し)

第3条 基金は、理事会の議を経て増額することができる。

2 基金は、理事会の議を経て北村賞に関する事業を実施するときに限り、取り崩すことができる。

(基金の処分)

第4条 この基金は、処分することができない。但し、本協会解散の際は、本協会定款に定められた協会残余財産の処分に準じてこれを処分するものとする。

附 則 この規程は、昭和43年度より施行する。

附 則 この規程は、平成21年3月31日より施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

北村賞実施要領

昭和43年3月22日設定
平成14年1月18日改正
平成15年2月4日改正
平成17年2月1日改正
平成21年1月20日改正
平成22年1月15日改正
平成22年12月28日改正
平成23年12月1日改正
平成24年4月1日改正
平成25年1月1日改正

第1条 この賞は、公園緑地等の行政または調査、研究、計画、設計、管理の理論等について全国的視点から著しい業績があった者に贈呈するものとする。

第2条 この賞を受ける者を選考するために、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という）内に北村賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第3条 委員会の委員は、原則として下記の者について協会会長（以下「会長」という）がこれを委嘱する。

一般社団法人 日本公園緑地協会理事（3名以内）
公益社団法人 日本造園学会会長
一般財団法人 日本造園修景協会会長
一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会会長
公益財団法人 都市計画協会理事または評議員（1名）
国土交通省都市局公園緑地・景観課長
地方公共団体職員（2名以内）
学識経験者（10名以内）

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

2 役職による委員がその役職を退任した場合には、その後任者を以てこれに充てる。

第5条 委員会の長は、委員の中から会長が選任し委嘱する。

2 委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる。

第6条 受賞候補者は、会長の委嘱による推薦人によるほか、北村賞選考委員会委員からも推薦することができる。

第7条 この賞は、賞状及び記念品とする。

第8条 この賞の表彰は、毎年、協会定時社員総会において行う。

第9条 その他の必要な事項は、委員会において別に定める。